

滋賀県電気協会会則

改正 令和3年5月28日
改正 令和4年6月2日
(施行 令和4年6月2日)

滋賀県電気協会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は滋賀県電気協会と称す。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は電気に関する技術知識の向上と合理化の推進を図るとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的達成のため、下記に関する事業を行なう。

1. 電気に関する講演、講習会および見学会等の実施
2. 電気使用の効率化、改善に資する事項
3. 電気工作物の保安と事故防止に関する事項
4. 電気関係法令に基づく諸手続等に関する事項
5. 優良電気従事者ならびに本会に功労のあった者の表彰
6. その他本会の目的を達成するのに必要な事項

第 4 章 構 成

第 4 条 本会の会員は関西電力送配電(株)(以下「関西電力送配電」という。)滋賀支社域内の電力消費者、滋賀県内電気工事事業者、一般電気関係者、電気事業者及びこれらに携わる個人とする。

第 5 条 本会は事務所を関西電力送配電滋賀支社電力本部内におく。

第 5 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

理 事	10 名
専務理事	1 名
運営委員	若干名
監 事	2 名

第 7 条 理事、運営委員は次の区分により選任する。

1. 総会において選任する。
2. 上記のほか、理事として関西電力送配電滋賀支社長をあてる。

第 8 条 会長、副会長 3 名を役員会において互選する。

但し、副会長 3 名のうち 1 名は関西電力送配電滋賀支社長をあてるものとする。

監事は、総会において会員中より選任する。

専務理事は関西電力送配電滋賀支社の電気主任技術者をあてる。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、会員総会、役員会を招集し、その議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長が事故等により不在のときは、その職務を代理する。

理事および運営委員は、役員会において重要事項を審議・決定する。

また活動の企画・立案し、かつ活動を推進する。

専務理事は、役員会を処理する。

監事は、財務を監査し、役員会および総会に出席して財務についての監査内容を報告する。

第10条 役員任期は2年とする。

但し、重任を妨げない。補欠により選任された役員任期は他の役員残任期間と同一とする。

第11条 理事・監事が退任する場合は、退任の事由が発生した時点で速やかに事務局に連絡する。

退任する理事が後任者を選出する事が困難な場合は、運営委員の中から、後任の理事を選出する。

第6章 会 議

第12条 会議は、会員総会および役員会とする。

第13条 会員総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ開催する。

第14条 役員会は理事、専務理事、運営委員および監事をもって構成し、会長が必要に応じ会議を招集する。

第15条 総会に附議すべき事項は次のとおりとする。

1. 会則の変更
2. 事業報告、収支決算ならびに事業計画、予算
3. 理事、運営委員、監事の選任
4. その他重要事項

第16条 役員会に附議すべき事項は次のとおりとする。

1. 総会に提出すべき議案
2. 会長、副会長の選任
3. 表彰に関する事項
4. 本会活動計画
5. その他事業運営上重要な事項

第17条 会議の決議は、出席人員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第 7 章 会 計

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 19 条 本会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第 20 条 会費は次のとおりとし、年額を 6 月末日までに納入するものとする。

(1) 電気使用者

受電々力（契約電力）

50kW 未満		年額	2,500 円
50kW 以上	100kW 未満	年額	4,500 円
100kW 以上	300kW 未満	年額	7,000 円
300kW 以上	500kW 未満	年額	8,000 円
500kW 以上	1,000kW 未満	年額	11,000 円
1,000kW 以上	3,000kW 未満	年額	15,000 円
3,000kW 以上	5,000kW 未満	年額	22,000 円
5,000kW 以上	10,000kW 未満	年額	23,000 円
10,000kW 以上		年額	23,500 円
(2) 一般電気関係者		年額	12,000 円
(3) 大口電気関係者		年額	30,000 円
(4) 個人電気関係者		年額	2,500 円
(5) 電気事業者		年額	144,000 円

第 8 章 附 則

第 20 条 本会の事業を処理するため、事務局を設け、次の職員をおくことができる。

1. 事務局長…関西電力送配電滋賀支社電力本部統括グループ
チーフマネジャーをあてる。
2. 事務局員…若干名

第 21 条 本会則に定めるものの外、事務処理上必要な細則は別にこれを定める。

第 2 2 条 本会則は昭和 2 2 年 6 月 1 4 日制定施行
制定 昭和 2 2 年 6 月 1 4 日
改正 昭和 3 0 年 4 月 1 日
改正 昭和 3 3 年 6 月 2 1 日
改正 昭和 3 9 年 6 月 1 日
改正 昭和 4 1 年 4 月 1 4 日
改正 昭和 4 5 年 5 月 2 0 日
改正 昭和 4 6 年 5 月 1 7 日
改正 昭和 4 7 年 5 月 2 5 日
改正 昭和 4 9 年 5 月 2 7 日
改正 昭和 5 7 年 5 月 2 0 日
改正 平成 7 年 5 月 2 3 日
改正 平成 1 0 年 5 月 2 7 日
改正 平成 1 1 年 5 月 2 1 日
改正 平成 1 4 年 4 月 2 4 日
改正 平成 1 9 年 4 月 2 3 日
改正 平成 2 6 年 5 月 3 0 日
改正 平成 2 7 年 5 月 2 7 日
改正 令和 元 年 5 月 2 9 日
改正 令和 3 年 5 月 2 8 日
改正 令和 4 年 6 月 2 日